

## 特集 コロナ禍の日系社会

### 新型コロナウイルスとどう生きるのか ー各国日系社会に聞くー

新型コロナウイルス禍は、いまや日系人の多いブラジルをはじめとする南米の感染拡大に焦点が移っている。北中南米、ヨーロッパ、アジアの日系社会では、どのような状況にあるのか。各地の状況を聞いた。(各国の状況は5月中旬～6月上旬現在のもの)



### イベント収入ゼロで運営の危機 (ブラジル日本文化福祉協会より)



ソーシャルディスタンスを保ちながら郵便局に並ぶ人々(サンパウロ)

州ごとに状況が異なるが、最多の日系人が住むサンパウロ州では3月24日より不要不急の商業活動を規制する政令が施行され、5月7日からは州内全域の公共の場でのマスク着用が義務化された。

日系団体は普段、チャリティーイベントやバザーなどを開催して運営維持費を得ているが、こうしたイベントが延期や中止を余儀なくされ、運営は危機的状況にある。各福祉団体ではWEBサイト上で現金や物資(食料や衛生用品)など、生活困窮者への支援を呼び掛けている。ブラジル日系9団体が連携してサンパウロ市郊外の貧困層集住地区へ食事を提供する活動を実施しているほか、NGO団体

による、社会的弱者に必要な最低限の生活必需品を援助する「CORONA NO PAREDAO(コロナ防壁)キャンペーン」への支援も行っている。

5月に予定していた文協「文化まつり」はネット配信に変更して開催した。このイベントには、日本文化とそれを愛する人々を結びつける「絆」としての重要な役割があるが、今回は特に、「連帯感」によってこの困難を乗り越えていこうという重要なメッセージを配

信した。6月20日には「国際日系デー」に関する特別番組を配信した。(4頁に関連記事)

ブラジル全体をみても感染は増加の一途をたどっており、今後、今までのようにイベントを開催し収益を得ることができるようになるのが懸念される。一方で、今回否が応でもリモート対処をせざるを得なくなった事で、その利点にも気づかされた。今後は、ブラジル全土の日系団体はもとより、日本や海外の日系団体ともリモート会議等で頻繁に交流を持ち、そこから新しいアイデアが多く生まれてくることを期待している。

日本で安心して  
過ごす為に!

Health and Life Insurance for foreigners in Japan  
短期滞在・日本在住・企業就労の外国人向け医療・生命保険

短期滞在・在住者向け保険  
VIVA MED-S・VIVA MED-30  
(Life and Health coverage)

- ・短期滞在には医療保障100%のVIVA MED-S
- ・在住には医療保障30%のVIVA MED-30がそれぞれオススメです。

New

外国人社員・スタッフ向け保険  
VIVAライト・VIVAガード

- ・年間「12,000円～」と手頃な価格で用意。
- ・外国人スタッフの福利厚生の一環としてオススメです。

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生・特定技能1号向け保険
- ✿ LCI家財総合保険
- ✿ LCI日本人向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社  
(株)ビバビダメディカルライフ  
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD  
関東財務局長(少額短期保険)第51号





## 日系人会としての地域貢献

(フィリピン日系人会連合会・イネス・マリヤリ山之内会長より)

フィリピン日系人国際学校では、3月13日から学生、3月26日から従業員も含め自宅待機となり、現在休校となっている。フィリピンでは、「強化されたコミュニティ隔離」という名目のもとに厳しい外出規制が行われており、18時から翌朝6時までの夜間外出禁止令に加え、未成年(18歳未満)、高齢者(60歳以上)、妊婦や免疫低下者は、病院



職員総出でマスクを手作りし、病院に寄贈した

以外の外出が禁止されている。食料品・薬品の購入時のみ最低限の外出が許可され、外出時にはフード&メディシンパス(通称FMパス)が必要。FMパスの末尾番号の奇数偶数により、月水金と火木土

に外出制限が振り分けられ、日曜日は完全に外出禁止となっている。また、ダバオ市では12月31日までが服喪・警戒期間とされ、すべてのイベント・祝賀会が禁止となった。

現在、一部の在宅勤務者を除きほとんどの人が「働かなければ給料無し」の状態自宅待機を強いられており、生活困難者は増加している。当連合会では、日系人会などの職員総出でマスク300枚弱を手作りし、コロナ患者対応の病院(サザンフィリピンメディカルセンター)の医療関係者に寄贈した。また、同病院の最前線で働く医師・看護師ら40名に対し、休校中の校舎を宿泊施設として提供、生活用品や食料品の寄贈を行っている。

今後、規制の解除が段階的に行われても、通常の生活や仕事に戻るには、まだまだ時間を要すると考えられる。オンライン、リモートワークの必要性は高いが、十分な設備やインターネット環境がない者も多く、国をあげてのインターネット環境改善に期待したい。



## 内陸国の厳しい現状

(パラグアイ日本人会連合会より)

パラグアイ

パラグアイでは、感染者5人が確認された3月12日に、学校の一斉休校やイベント・集会の自粛令が出され、3月21日からは外出制限令が発令された。違反した者は罰金が科され拘留されるほか、乗っていた車両も没収されるという厳しい制限で、隣接国に先駆けて対策が講じられた。その後、4月13日に官公庁、在外公館等は業務を再開したが、日系社会を含め諸団体の活動は自粛を継続。多くの商店は閉鎖しており、大半の人は不要不急の外出を控えている。

政府の要請で年末まで学校は一斉休校となり、日本語学校を対象とした作文・スピーチ等のイベントはすべて実施不可能となった。日系社会の主要事業の第一が日本語教育であり、12月までの一斉休校が決まった現在、日本語学校の運営はどうするか、2021年度の授業にどのように結び付けるのかという大きな課題を抱えている。

ラパス市の病院では、エンカルナシオン市方面から勤務している医師らが出勤できなくなったほか、薬局に薬が届かない状況が生じた。アマンバイ市では国境の閉鎖が続く、ブラジルからの消費者が入国できなくなったため商店のほとんどが閉まったままだ。ラ・コルメナでは、ブラジルなど国外から輸入されていた農業や資材などの流通に遅れが出ており、入手が難しくなっている。移住地入植記念式典は役員のみで開催し、その他の行事も制限解除までは中止の予定だ。

このような中、ラパス農協では、慈善病院およびイタブア県開発評議会に対し、小麦粉5トンの寄付を行った。ラ・コルメナでは、農協が生活困窮家族に対し炊き出し支援を行ったほか、日本人会では病院に対する薬品の寄付や、道路監視に青年らが協力、監視所用にテントの貸出し等も行った。イグアス市では、市役所が中心となって行う生活困窮家族への食糧支援にあたり、日本人会が1,500万グアラニー(約30万円)、農協が小麦粉21トンと牛1頭を寄付した。この支援活動には、日系企業や日系の個人農家も参加している。

隣接国に先駆けて対策を講じたにも関わらず、5月に入り新たな感染者は3~4月の倍近くに増えた。大部分が外国からの帰国者であることから、内陸国パラグアイは隣接国の影響を受け易いことがわかる。政府は5月より3週間毎に段階的に封鎖を解除する予定を発表しているが、終息の兆しは見えないどころか、勢いを増して感染が広がっている状況である。



ラパス農協による小麦粉の支援



## 非常事態のなか、思わぬ成果も

(国際結婚を考える会・トルン紀美子さんより)

ドイツ

ドイツでは現在、休業していた店舗が徐々に再開し、学校も曜日や学年ごとに登校する等、試行錯誤しながら再開している。失業率が記録的に増え、各家庭の収入がかなり減っていることから、政府は消費税率を下げたり、経営者や個人事業者、芸術家などへ支援金の配給を実施している。

個人レベルでは、通っていた市民講座が休講となり、数カ月おきに日本語のおしゃべりができる日本人同士の集まりも開かれなくなっている。4月にトルコで予定されていた息子の結婚式も中止。トルコ人である息子の嫁は3カ月間有効のドイツ入国ビザを得たものの、有効期限内に入国できるかどうか心配されたが、先日無事に到着することができた。

欧州各国の対応はさまざま、ドイツは比較的緩やかだった。外出は自粛要請で、自家用車での移動が許されていたほか、外出の特別許

可証を携帯する必要もなかったが、フランスなどは厳しくチェックされ罰金なども設けられていた。

今回私達「国際結婚を考える会」が心配したのは、海外で外国籍を併せ持って生まれた日本人の子どもは、3カ月以内に届け出ないと日本国籍を失ってしまうという国籍法12条の規定で、外出が難しい中、遠くの大統領館や領事館に行くことができず日本国籍を失ってしまうケースが多くなるのでは、ということだった。そこで、ドイツの在外公館のHPを調べ、数カ所にこのような緊急事態の場合はどう対処したらいいのかを問い合わせた。領事館によって対応は違ったが、「出生届(国籍留保届を含む)の提出は郵送では受け付けないので日本の役所に直接送付」となっていたデュッセルドルフ領事館の対応を、「郵送でも受付可能」に変更してもらうことができ、領事館のHPでも記載を変えてもらうことができたのは、大きな成果だった。



## 花農家の危機と BENTO 普及のチャンス (アルゼンチン日系センター元会長・小木曾モニカさんより)



寄贈されたフェイスシールドを着用する医療従事者

アルゼンチンでは3月20日に全国強制隔離措置(外出禁止令)が発令された。感染者数が最も多いのはブエノスアイレス市で、スラム街の感染者が増加している。4月末には航空便および長距離バスの8月末までの運行禁止が発表され、国内でも自由に動くことは不可能になった。近所への外出制限は段階的に緩和されはじめ、5月16日より16歳以下の子供が保護者の一人と週末のみ、1日1回、自宅から500m範囲内の散歩が可能になったが、それまで子供たちは一切の外出が禁止されていた。学校の授業再開は8月を予定している、日亜学院でもオンライン授業を実施しているが、授業料が払えなくなった保護者もあり運営は厳しいという。

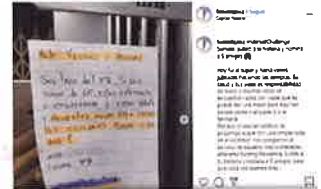
ブエノス郊外のラプラタやフロレンシオ・バレラ、モレノなどの花卉農家の日系人は、外出禁止令により花卉物流が止まり、多くの花を放置することとなった。一時は生産力・販売割合が通常の2割にまで減少したが、5月11日に花屋の営業が再開されたことで、一安心したと思われる。

近年の日本ブームに乗って「スシマン」になったり、日本食レストランを開業したりする日系人は少なくないが、コロナ禍で売り上げがゼロになり、固定費の支払いに苦慮している。各店で独自の「BENTO BOX」を考案し、インスタグラムなどで宣伝、宅配アプリで販売している。「BENTO」はまだアルゼンチン人にあまり知られていないので、良いチャンスになればと思う。

フロレンシオ・バレラ日本人会では、感染者用の設備が不足した場

合に備え、日本人会の会館を市に提供。館内に20床を設置いつでも使用できるようになっている。アルトパラナ日本人会では会員がマスク400枚、フェイスシールド200個を手作りし、現地の警察署や消防署、病院など7カ所にアルコール消毒液等と共に寄付した。

若者たちの活動もある。折り紙関連ビジネスを手掛ける日系人の村越ナウエルさんは、3Dプリンターでフェイスシールドを作れると知り、友人や知り合いに材料の寄付を依頼し、家族の手助けで700個以上を作成、自宅近くの病院に寄付した。また、ニイザワ・ファクンドさんは、外出の難しい高齢者のために、住んでいるアパートのエレベーターのドアに「買い物代行します」という張り紙を掲示。それをインスタグラムにアップすると、友人や知人たちがこれを真似、多くの反響を集めて大手新聞にも取り上げられた。



SNSで多くの反響を呼んだ「買い物代行します」の張り紙

在亜日系団体連合会(FANA)では5月2日に初めてZOOMミーティングを実施し、ブエノス郊外だけでなく地方の日本人会や、大使館、JICA等も参加した。設備の提供や物資の寄付など、各地で自治体と日本人会との関係が強化していることや、日本語教育やシニアのグループでオンライン・ミーティングが望まれていること、日本語教師研修をZOOM方式で試みるなど、前向きな話し合いとなった。

アルゼンチン経済はコロナ以前にすでに状況が悪化していたが、今後、日系起業家や日系団体、若い世代がどうやってこの経済状況と未知の時代に適応していくかが問われている。



## 農業分野の今後に不安 (サンタクルス市・知念輝美さんより)

3月26日よりボリビア全土で発令された外出禁止令は、その後延長を重ねている。5月11日以降は1週間毎に市単位で感染率を評価し、高・中・低リスク地域に区分。中・低リスク地域には緩和策が取られている。サンタクルスならびにオキナワ・サンファン両移住地は未だ高リスク地域に区分されている。サンタクルス中央日本人会では、今年度の普及校閉校、イベント関連の自粛、外出禁止令期間中の施設賃貸額の減免、事務局給与の減額等を決定している。オキナワ移住地は、近隣村からの感染者の初期対応をした後、診療所を閉鎖。しかし、営農は政府の特別許可のもと順調に行われている。各日系団体ではSNSを利用し、情報提供を行っている。大使館からもメールにて情報提供がある。

大きな日系社会がある地域はいずれも高リスク区分にあり、さらに感染者数が増えているため、外出禁止令解除がいつになるのか全く先が見えない状況だ。農業に関しては現在順調だが、次季作では農薬や種等の入手が困難となり、世界市場における農作物価格暴落は回避できず、厳しい状況となることが予想される。



果物、野菜を積んだトラックが不定期でまわってくる。値段は普段と変わらないが、種類は少ない



## New Normal (新しい日常) (ミシガン州・クラーイー寛子さんより)

ミシガン州で新型コロナウイルスの感染症例が2件確認されたのは3月9日。州知事は即日非常事態宣言を発出した。6日後には53件となり飲食・娯楽施設が閉鎖。4月13日まで自宅待機命令が発出された。その後も感染が抑えられないため延長に延長を重ね、現在に至る。多くの人が2、3週間に1回の買い物と、一人でできる運動以外はなるべく外に出ない努力をしている。運動不足になり、趣味の活動ができない、友人と直接会うことができないことなどはストレスだが、オンラインチャットを利用して悩みを語り合ったり、最新情報を交換し合ったりして励まし合っている。

医療機関ではオンライン診療が始まった。公共の駐車場やバスが無料になり、レストランのテイクアウトがしやすくなった。市民の金銭的負担は軽くなったが、収入が減った自治体の財政は逼迫している。

学校は非常事態宣言が出た3月11日から休校。年度内は再開され

ないことになり、現地校も補習校もオンライン授業に切り替わった。しかし、学ぶ意欲が削がれてしまい、一日中ダラダラと過ごしてしまう子どもたちが多くは、子育て家族の大きな悩みだ。

ミシガンではマスク着用が一般的になったのがついこの間。これからは衛生的な生活習慣を身に付けさせる教育や、それを実践し衛生環境を向上させる努力が促進されることを期待する。秋冬にインフルエンザとダブルでコロナウイルス流行期がきて、完全な終息に至るには2年かかると報じているニュースもある。ワクチンや治療薬が開発されない限り、終息宣言が出て不安は拭い去れないだろう。

ミシガンでは自宅待機命令の解除を要求する大規模なデモが起こった。経済活動が停滞し、失業率が増えていることが原因だが、社会の分断を乗り越えて一丸となれば、アメリカの底力でパンデミックの困難を克服することができるはずだと信じている。



## 観光立州は大打撃 (ハワイ州・とみたくこさんより)



普段なら多くの人で賑わっているはずのワイキキビーチ

ハワイ州で最初にコロナウィルス感染者が発表されたのは3月6日。外出禁止令は3月25日にハワイ全島に発令された。当初5月31日までの予定だったが延長され、6月30日まで継続されている。居住者も含め、ハワイに到着したすべての人に義務付けられている14日間の検疫隔離も、7月31日まで延長された。各島間の移動にも同様の隔離措置がとられている(6月15日に解除)。

3月17日からショッピングモールや小売店は休業していたが、5月15日にアラモアナセンターをはじめ、各島のモールが再オープンした。時間を短縮して営業していたスーパーも、現在はほぼ通常営業に戻っている。基本は「Stay-at-Home」だが、現在は「Safer-at-Home」。つまり「家にいてください」より少しやわらかく、「家にいる方が安全です」となっている。

日本の文化を伝えてきたホノルルフェスティバルや、まつりインハワイ、沖縄フェスティバル、盆ダンス等のイベントはすべて中止が決定した。観光立州としては大きな痛手だ。日本からの直行便は4月9日から飛んでおらず、特に観光業の失業率は高い。日系人に限らず労働人口の約25%が失業し、観光業で仕事をしている人たちは一時解雇され失業保険を受け取っている。今後経済がどこまで回復するか。コロナウィルスの終息が発表されても、ハワイに日常生活が戻って来るのには時間がかかるだろう。

マーケットなどではKupuna Hour と呼ばれる時間帯を設けている。Kupuna とはハワイ語で年長者という意味で、マーケットによって曜日や時間は異なるが、年配者だけがゆっくりとショッピング出来るよう配慮されている。道路にスプレーで書かれた「年配者を守れ」のサインなどにも、ハワイのアロハスピリットが感じられる。



道路にスプレーで書かれた「年配者を守れ」のサイン



## 在日日系社会の状況は… (NPO サビジャ代表 茂木真二さんのお話)

日本

NPOサビジャ(在日ブラジル人を支援する会)にも、日本で生活するブラジル国籍の高校生や大学生から、コロナの影響で両親が仕事を失ったり、アルバイト収入が途絶えたりして学費の支払いができないという相談が複数寄せられている。茨城県に住んでいるある日系の家族は、ももとの世帯収入が低く、都内の高校に通う子供がコロナ以前よりアルバイトをして学費の足しにしていたが、この状況でアルバイトができなくなってしまったという。こうした事例は日本人にももちろん起こっているが、多くが派遣等の非正規雇用で働いている在日日系人は最も影響を受けやすい弱い立場にある。

短期間でお金を稼ぐことを目的に一時的に日本に滞在していた、い

わゆるデカセギの人たちは、リーマンショックの時に帰国し、今はほばいない。現在日本で暮らしている日系人の大多数が、日本で家庭を持ち、子どもを育て、この先も日本で暮らすことを選択した人たちであり、ブラジルに帰国することは考えていない。日本に定住・永住することを選んだ日系人が、雇い止めの影響を真っ先に受け、今日明日の食事にも困る状況が出始めているのは悲しいことだ。

サビジャではこうした相談に応じているほか、いくつかのNPOや日系団体等の代表者らと協力し、浜松、名古屋、東京の総領事館とも連携しつつ、生活困窮者支援のために食材の提供を募る活動などを行っている。

### ~Projeto Geração~

## コロナ禍で中止となったイベントをオンラインで! 6.20「国際日系デー」記念イベントを配信

竹内運輸工業 竹内政司社長(当協会監事)の寄付により、当協会とブラジル日本文化福祉協会が共同事業として実施している「日本ブラジル架け橋プロジェクト(ブラジル移住者里帰り訪日使節団事業)」の過去の招へい者らが中心となり、日系レガシー共有のための活動「Projeto Geração(絆プロジェクト)」を展開している。

今年は、2度目となる「国際日系デー」を記念し、サンパウロで大規模イベントの開催が企画されていたが、コロナの影響により開催を断念。プロジェクトメンバーはこのイベントをオンライン配信する計画に急遽変更し、6月20日20時(日本時間21日8時)より、YouTubeとFacebookでオンラインイベントを開催した。

プログラムには、ブラジルを代表する漫画家のマウリシオ・デ・ソウザさん、ブルーツリーホテルの青木智栄子会長、ブラジル日本文化福祉協会の石川レナト会長、アウレリオ野村サンパウロ市議会議員等のほか、日本からは当協会田中克之理事長、プロジェクト出資者である竹内政司監事、森本昌義常務理事もメッセージを寄せた。イベントでは、過去16カ月にわたりブラジル10都市で計17回、延べ500名以上の参加者を得て開催した、日系レガシー共有のためのワークショップの成果を報告。ブラジルのほか、アルゼンチン、ペルー、ハワイ、日本在住の日系アーティストら

によるショーも配信され、視聴者はチャット機能を通じてイベントに参加した。

プロジェクト代表の西村リカルドさんは、コロナの影響で活動が制限されるなか、オンライン会議を通じて準備や広報活動を積極的に行ってきたという。ブラジルの各界リーダーたちからも多くの関心が集まり、在ブラジル日本国大使館やサンパウロ総領事館、ジャパンハウス、日系商工会議所、日本の外務省などからもサポートを得ることができた。また、ペルーではペルー日系人協会とAELUが、アルゼンチンではアルゼンチン日系センターが中心となり、同日に同様のオンラインイベントを実施。「国際日系デー」が国を超えた記念日として祝われた。



SNS上で行われたオンラインイベントの告知(左・ブラジル 右・アルゼンチン)

# Auxílio Extraordinário de 100 mil ienes devido a pandemia do coronavírus コロナ禍による10万円特別給付金

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)

14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

**Q** Sou peruano e moro no Japão há 24 anos e tenho status de residente permanente. No início do ano passado, conheci uma senhora filipina que veio ao Japão com o visto de turista e começamos a nos relacionar afetivamente, e em novembro do mesmo ano, nos casamos. Em dezembro dei entrada na documentação junto a imigração para alterar o seu visto de permanência. Ainda não recebemos nenhuma notificação por parte do depto. da imigração, se foi deferido ou não.

Recentemente, recebi da prefeitura o formulário de solicitação do Auxílio Extraordinário de Valor Fixo (ajuda de 100 mil ienes) e neste formulário só consta o meu nome, gostaria de saber porque não consta o nome de minha esposa, visto que eu dei a entrada do casamento na prefeitura.

Gostaria que me informasse também, se além dessa ajuda, há algum outro tipo de auxílio para as pessoas que estão passando por dificuldades devido aos danos causados pela propagação do coronavírus?

**A** Esta ajuda de 100 mil ienes é uma das medidas de emergência do governo para amenizar os danos econômicos causados com a propagação do COVID 19. Esta ajuda é para todos os residentes nacionais e estrangeiros registrados na prefeitura até o dia 27 de abril, esta ajuda se estende também aos estrangeiros com visto de estudantes e estagiários. No caso de sua esposa, como o visto de permanência ainda não foi aprovado pela imigração, não é possível registra-la como residente, mesmo com o registro de casamento efetuado junto a prefeitura.

Como você já recebeu o formulário de solicitação, vale lembrar que o período para a solicitação deverá ser realizada dentro de 3 meses. Ao preencher o formulário deverá tomar bastante cuidado, pois há um campo para recusa do benefício.

Abaixo o link do Ministério da Justiça de como preencher o formulário corretamente e os documentos a serem apresentados, com a tradução em português.

<http://www.moj.go.jp/content/001320185.pdf>

Alguns outros tipos de auxílio de emergência do governo (inclui-se os residentes estrangeiros):

1. Empréstimo de emergência para pessoas que tiveram suas rendas reduzidas (kinkyu koguchi shikin)  
Valor máximo 200 mil ienes,
2. Empréstimo para pessoas que perderam seus empregos (sougo shien shikin)  
Família de 2 ou mais pessoas, valor máximo 200 mil ienes  
Somente uma pessoa, valor máximo de 150 mil ienes  
Maiores detalhes no link abaixo em vários idiomas.  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)
3. Auxílio de emergência aos estudantes "Aprendizado contínuo": benefício aos estudantes que estão com

dificuldade em pagar as mensalidades, e outros (dependendo das condições o benefício poderá ser de 100 ou 200 mil ienes)

Para maiores detalhes em japonês e inglês (guia para estudantes)

Ministério da Educação, Cultura, Esportes, Ciência e Tecnologia

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

**相談** 私は、24年前から日本に住むペルー人で、永住の在留資格を持っています。昨年初め、観光査証で来日したフィリピン女性と恋に落ち、11月に結婚し12月に彼女の在留資格を永住に変更するための申請を入管局に提出しました。入管局からは現在まで何の通知もありません。

最近、市から特別定額給付金(10万円)の申請用紙を受け取りましたが、これには私の名前のみが記載されています。市に婚姻届を提出したのに、何故私の妻の名前が記載されていないのか教えてください。また、コロナ禍による損害で生活困難に陥っている人のために用意された、その他の支援制度があれば教えてください。

**回答** この10万円の特別給付金は、COVID-19の蔓延で被った経済的損失を軽減するための緊急措置の一つです。これは4月27日までに市に住民登録している全ての日本人および外国人を対象としています。留学、技能実習の在留資格を持つ者も対象になります。

貴方の奥様の場合、入管当局が永住の在留資格をまだ認めていないため、市に婚姻届を出してあっても、住民登録はできません。貴方はすでに特別給付金申請書を受け取っているため、3カ月以内に必要事項を記載し提出する必要があります。必要事項の記載に際しては、給付金が支払われなくなる記載箇所がありますので、十分注意してください。下記の法務省リンクにて、正確な記入方法や提出方法をポルトガル語訳付きで説明しています。

<http://www.moj.go.jp/content/001320185.pdf>

なお、特別給付金の他に、外国人住民も対象となる政府の主要支援措置は次の通りです。

- 1) 緊急小口資金:収入減少となった人たちのための緊急貸付制度 (貸付限度額20万円)
- 2) 総合支援資金:仕事を失った人たちのための貸付制度  
2人以上の家族の場合: 限度額20万円  
1人のみの場合: 限度額15万円  
詳細については、多言語で書かれた下記リンクをご参照下さい。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html)
- 3) 「学びの継続」のための学生支援緊急給付金:学費支払い等で困難をきたしている学生に対する支援(条件により異なるが、20万円または10万円の給付)  
詳細については下記リンク(日本語)をご参照下さい。  
文部科学省 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

## 日系人対象・奨学金制度のご案内

当協会では7月31日までの期間、日系人を対象とした奨学金制度「日本財団日系スカラシップ・夢の実現プロジェクト」の次年度奨学生応募を受けている。日系社会の発展に貢献するための具体的な計画や夢を持つ若い日系人に日本留学の機会を与えるもので、これまでに17期131人が日本国内の大学院、大学、専門学校等での留学を果たしている。主に中南米地域が対象だが、インドネシア、フィリピンからの応募も受け付けるほか、対象国出身で日本在住の日系人も応募可。留学期間は最長5年間で、目標が明確であれば入学が確定していても応募できる。今年度はコロナ禍の影響により郵便物の遅配が予想されることから、オンライン申請についても対応する。

なお、「日系社会リーダー育成事業」も募集を開始する予定。日本の大学院に留学を希望する中南米地域の日系人（日本在住でも可）に対し、JICAが滞在費、学費等の手当を支給する制度で、当協会では、受入れにかかる国内業務をJICAより受託、日本からの応募を受け付けている。

## 両制度の応募詳細は当協会ホームページにて。「日本で学ぶ」で検索。 南米日本語教師5401人が 日本政府に意見書提出

昨年6月、日本で「日本語教育の推進に関する法律」が施行された。これを具体化する基本方針に関し、広く一般の意見を求めるパブリックコメントが募集されたことを受け4月、南米10カ国と南米での経験を持つ日本の日本語教師401人が、日本政府に連名の意見書を提出した。

南米の日本語教育は日本移民の子弟教育を起点に持つことから、現在でも「子ども」の学習者が多い。日本語学校では、日系人、非日系人、日本就学経験者、日本人子弟の生徒が混在し、レベル、年齢、学習背景、目的も異なる学習者が同じ教室内で学ぶことも多い。今回、この「基本方針」と南米の実情が合わなくなることが懸念され、教師らは、オンライン会議で勉強会を開き、個々の意見をSNSで募って意見書にまとめあげたという。そこでは、『待遇改善や地位向上』への取り組みや教材支援等を求める切実な声も多く聞かれた。

当協会でも、日本国内で学ぶ外国籍

# 日系社会 Topics

児童生徒や保護者に対する対策等を含めた意見書を別途提出している。

## 日伯国会議員連盟が 在日ブラジル人30人を表彰

日伯国会議員連盟（麻生太郎会長）は、1990年の改正入管法施行に端を発する在日ブラジル人コミュニティの形成30周年を記念し、様々な分野で貢献のあったブラジル人30人を表彰した。

表彰式は、「海外移住の日」である6月18日に東京都千代田区永田町の衆議院第二議員会館会議室で行われ、ソバイア駐日ブラジル大使、デ・メンドンサ在東京ブラジル総領事、近藤紀文外務省南米課長らが来賓として出席。議員連盟

からは河村建夫副会長、復興大臣の田中徳幹事ら6名が出席した。

在日ブラジル人家庭の問題をサポートするNPO代表の井上アメリカ氏、ブラジル軽食の移動販売業のギマ・マリオ氏、情報誌アルテルナティーバ発行元の（有）日伯友愛の田井リカルド・ヒロキ氏らが河村副会長より、一人ひとり表彰状を授与された。

表彰者を代表して、弁護士の照屋エイジ氏が「在日日系人に開かれた弁護士として日伯の架け橋となれるよう努力したい」と謝辞を述べた。



表彰者を代表してあいさつする弁護士の照屋氏

## なにができるんだろう？

夢と希望にあふれた

社会づくりを実現させるために、

わたしたち大成建設は

これから人がいきいきとする環境を創造します。

地図に残る仕事

大成建設

For a Lively World



6月20日は  
国際日系Day!!

発行／(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F  
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781  
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人／椿 秀洋